

生駒市規則第 1 1 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和 3 2 年 7 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 5 中「1 2, 0 0 0 円」を「1 6, 0 0 0 円」に改める。

第 1 6 条第 2 項第 2 号中「している職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 月以下である職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。